

# 鴻巣市ソフトボール協会 規約

## 第1章 総 則

- 第1条 1. 名称は鴻巣市ソフトボール協会（以下「本会」という）と称する。  
2. 本会の事務所は、会長の指定する場所に置く。
- 第2条 1. 本会は鴻巣市におけるソフトボール競技の普及及び振興を図るとともに、ソフトボール競技の実践を通して健康の維持・増進を図り、地域の親睦を深めることを目的とする。
- 第3条 1. 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。  
(1) 本会主催大会等の企画・開催に関する事業  
(2) ソフトボール競技の技術指導に関する事業  
(3) ソフトボール競技の審判法の指導及び審判員の養成に関する事業  
(4) ソフトボール競技の記録法の指導及び記録員の養成に関する事業  
(5) ソフトボールに関する企画運営員、放送員等の指導及び養成に関する事業  
(6) ソフトボール競技の一般市民への普及に係る協力及び支援に関する事業  
(7) 本会代表ソフトボールチームの育成及び派遣に関する事業  
(8) その他本会の目的達成に必要な事業

## 第2章 会 員

- 第4条 1. 本会は、本会の目的に賛同する鴻巣市内のソフトボールチームをもって構成する。  
ただし、鴻巣市外のソフトボールチームについても、本会の理事会で承認を得た場合は、この限りではない。  
2. 前項の規定にかかわらず、ソフトボールチームに属さないソフトボール愛好家、資格保持者等でソフトボールの普及及び振興に熱意ある者は、個人会員として加入することができる。

## 第3章 役 員

- 第5条 1. 本会に次の役員を置く。
- |              |                   |
|--------------|-------------------|
| (1) 会 長 1名   | (7) 専門部副部長・次長 若干名 |
| (2) 副会長 若干名  | (8) 会 計 2名        |
| (3) 理事長 1名   | (9) 監 事 2名        |
| (4) 副理事長 若干名 | (10) 理事 若干名       |
| (5) 事務局長 1名  |                   |
| (6) 専門部長 若干名 |                   |
- 第6条 1. 前条に定めるもののほか、会長は、理事会の承認を得て、本会に功労のあった者の中から名誉会長、相談役、顧問並びに参加を置くことができる。  
2. 相談役、会長、副会長、事務局長及び会計は理事の資格を有するものとする。
- 第7条 1. 役員を選任及び任期  
(1) 第5条の役員は、理事会の推薦に基づき、評議員会において出席者の過半数の議決をもって選出する。任期は2年として、再任を妨げない。  
(2) 役員に欠員が生じた時は、すみやかにこれを補充しなければならない。  
ただし、補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

## 第8条 1. 役員の仕事

- (1) 会長は、本会を代表し、その会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (3) 理事長は、理事会を代表し、その会務を統括する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (5) 事務局長は、本会の事務を掌理する。
- (6) 専門部長は、本会及び理事会の会務を掌理する。
- (7) 専門部副部長・次長は、専門部長・事務局長の職務を代行する。
- (8) 会計は、本会の会計を掌理する。
- (9) 監事は、本会の会計の監査を掌理する。
- (10) 理事は各部長の業務を補佐する。

## 第4章 会議

- ### 第9条
1. 評議員会は、役員及び本会加入チームの代表者をもって構成し、年1回会長が招集する。臨時評議員会は、会長が必要と認めた時、又は会員の3分の1以上の要求があった時はこれを招集して開催することができる。
  2. 評議員会の議長は会長とし、次の事項を議決する。
    - (1) 本会の事業計画及び予算に関すること。
    - (2) 本会の事業報告及び決算に関すること。
    - (3) 規約の制定改廃に関すること。
    - (4) 役員を選任に関すること。
    - (5) その他、本会の運営に係る重要事項。
  3. 会議の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- ### 第10条
1. 理事会の構成(出席)は、別表-1の通りとし、理事長が招集する。
  2. 理事会は、規約の施行に関する必要な内規の制定改廃を議決するとともに、次の事項を審議する。
    - (1) 評議員会の議決事項に関すること。
    - (2) 評議員会に提案する事項に関すること。
    - (3) その他理事会の運営に係る重要事項に関すること。
  3. 理事会の議長は、理事長が指名した者とし、会議の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
尚、理事長が必要と認めたときは、指名する者を出席させることができる。

## 第11条

1. 執行部会の構成（出席）は、別表-1の通りとし、会長が招集する。  
尚、会長が必要と認めたときは、指名する者を出席させることができる。
2. 執行部会は次の事項を審議する。
  - (1) 理事会に提案する事項に関すること。
  - (2) その他、執行部会の運営に係る重要事項に関すること。
3. 執行部会の議長は会長が指名し、会議の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

別表-1 ○印：要出席

会議体 \ 役職	相談役	会長	副会長	理事長	副理事長	事務局長 総務部長	会計	監事	専門部長 (総務部長除く)	副部長 次長	理事	チーム 代表者
評議員会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
理事会	—	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	—
執行部会	—	○	○	○	○	○	○	—	○	—	—	—

- 第12条 全ての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名以上が署名、捺印の上、これを保存する。

## 第5章 会計

- 第13条 1. 本会の会計は、加入登録金、大会参加費、補助金、寄付金その他の収入をもって充てる。  
2. 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、その年の12月31日に終わる。

## 第6章 登録

- 第14条 本会の目的に賛同し、本会に加入するチーム・審判員・記録員・指導員は別に定めるところにより、加入の登録をしなければならない。

## 第7章 規約の制定改廃

- 第15条 1. 規約の制定改廃は理事会で出席者の3分の2以上の同意を経て、評議員会の議決を得なければならない。  
2. その他、この規約の施行に関し必要な事項は、会長が理事会に諮って別に定める。

## 第8章 附則

- 第16条 この規約を施行するにあたって、必要な細則は理事会によって決定する。

- 第17条 本会は必要に応じ、評議員会及び理事会で承認の上、議決を経て専門部局の統合、廃部ができる。

- 第18条 本規約は、平成18年1月29日より施行する。

- (一部改正) 平成20年 2月 1日
- (一部改正) 平成22年 1月 31日
- (一部改正) 平成24年 1月 29日
- (一部改正) 平成28年 1月 31日
- (一部改正) 平成30年 1月 28日
- (一部改正) 令和 2年 2月 2日
- (一部改正) 令和 4年 1月 30日